

令和7年度（2025年度）熊本県介護事業所等に対するサービス継続支援事業 補助金交付要項

（趣旨）

第1条 令和7年度（2025年度）熊本県介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金（以下「補助金」という。）事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（目的）

第2条 この補助金は、「令和7年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」（令和7年12月22日付け老発1222第2号厚生労働省老健局長通知。）及び「令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」（令和8年3月27日付け老発0327第2号厚生労働省老健局長通知。）に基づき、物価高騰の影響がある中でも、介護サービス事業所・介護施設等（以下「介護事業所等」という。）が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、将来的に必要となる設備・備品の購入費用等に対して支援することを目的とする。

（交付対象者）

第3条 この補助金の交付対象者は、交付申請日時点において、熊本県内で次の各号に定める介護事業所等（令和7年（2025年）4月1日から交付申請日までの全期間において事業を休止している事業所を除き、高齢者へのサービス提供に当たり、介護保険法及び老人福祉法等で規定する設備基準、人員基準、運営基準を満たすもの。以下「交付対象事業所等」という。）を所管し、今後も事業を継続する意思を有するものとする。

（1）入所施設

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護事業所（空床利用型を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

（2）通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所

（3）訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所

（4）居住系サービス事業所

特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く。）、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く。）

2 前項に規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象外とする。

（１）交付対象者及び交付対象事業所等の役員又は使用人が、熊本県暴力団排除条例（平成２２年熊本県条例第５２号）第２条第２号に規定する暴力団員及び同条第３号に規定する暴力団員等又は同条第４号に規定する暴力団密接関係者に該当する場合

（２）交付対象事業所等が、業務上の行為により法令に違反し、令和７年（２０２５年）４月１日から交付決定日までの間に、介護保険法又は老人福祉法等に基づく行政処分を受けた場合

（補助対象経費等）

第４条 この補助金は、次の各号に定める事業を対象とし、別表第１欄に定める区分に応じて、同表第２欄に定める基準額の範囲内で第３欄に定める経費を対象に交付する。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まない。この場合、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）介護サービスを円滑に継続するための対応

介護事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下において、介護サービスを継続するために必要な費用の一部を補助する。

（２）災害備蓄等への対応

介護事業所等が災害発生時において、介護サービスを継続するために必要な費用の一部を補助する。

2 前項の補助金対象経費は、令和８年７月２４日以降に購入した費用を対象とする。

（交付申請）

第５条 規則第３条第１項で規定する交付申請書は、第１号様式によるものとし、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

2 規則第３条第２項に規定する添付が必要な書類は次のとおりとする。

（１）事業所・施設別申請額一覧（第１号様式 別表１）

（２）事業実施計画書（事業所・施設別個票）（第１号様式 別表２）

（３）その他、知事が必要と認める資料

（電子情報処理組織による提出）

第６条 交付対象者は、前条に定める交付の申請及び第１３条に定める請求並びに規則第８条の規定による取下げについて、知事が別に定める電子情報処理組織（熊本県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成１６年熊本県条例第６４号）第５条第１項の規定により同項に規定するものをいう。以下同じ。）を使用し

て行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、規則及びこの要項に規定する方法により行われたものとみなして、当該規則及びこの要項の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われる申請等は、県が指定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関に到達したものとみなす。

(交付の決定)

第7条 知事は、第5条の規定による交付申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付の決定を行い、規則第6条の規定に基づき第2号様式によりその決定の内容を申請者に通知する。

(補助金の交付条件)

第8条 規則第5条第1項第3号に規定するその他知事が必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の種目間における経費の配分を変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。）する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、「令和7年度介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）交付要綱」（令和7年12月22日付け厚生労

働省発老 1 2 2 2 第 3 号厚生労働事務次官通知。) 別紙様式第 5 に準じた様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 3 0 日までに、知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (9) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 3 0 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は令第 1 4 条第 1 項第 2 号の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない
- (10) 補助金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった場合又は偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと知事が認める場合には、交付された補助金を返還しなければならない。

(補助事業の内容等の変更)

第 9 条 規則第 7 条第 1 項で規定する事業内容等の変更申請書は、第 3 号様式によるものとする。

- 2 知事は、前項の規定による変更申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかにその承認を行い、第 4 号様式により通知するものとする。この場合において、補助金の交付決定額の変更を必要とするときは、変更の決定内容を第 5 号様式により通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第 1 0 条 第 8 条第 3 号で規定する事業の中止又は廃止の申請は、第 6 号様式によるものとする。

(実績報告)

第 1 1 条 交付対象者は、事業が完了したとき、第 7 号様式に次に掲げる書類を添えて、知事に報告しなければならない。

- (1) 事業所・施設別精算額一覧(第 7 号様式 別表 1)
- (2) 事業実績報告書(事業所・施設別個票)(第 7 号様式 別表 2)
- (3) その他、知事が必要とする資料

- 2 前項に規定する事業実績報告書の提出期限は、事業が完了した日から起算して 1 月を経過した日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から 1 月を経過した)又は交付決定を受けた年度の 1 1 月 3 0 日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第 12 条 知事は、前条の規定により事業実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該事業実績報告書に基づき、実績額と交付決定額のいずれか少ない方の額により、補助金額を確定する。

2 前項の規定により確定した補助金の額は、第 8 号様式により通知するものとする。

（補助金の請求等）

第 13 条 補助金の請求は、第 9 号様式によるものとする。

2 補助金について、必要があると認める場合においては、交付の決定額の範囲内において概算払いをすることができる。補助金の概算払の請求書は、第 10 号様式によるものとする。

（交付決定の取消し）

第 14 条 知事は、交付対象者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

3 知事は、第 1 項の規定による取消しをしたときは、第 11 号様式により通知し、既に補助金の交付を行っている場合は、全部又は一部の返還を求めるものとする。

（申請の取下げ）

第 15 条 規則第 8 条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して 10 日を経過する日までとする。

（検査及び報告等）

第 16 条 知事は、補助金の適正な支出のため、必要に応じて申請者に対し検査、報告その他必要な措置を求めることができる。申請者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（不当利得の返還）

第 17 条 知事は、補助金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対して、交付を行った補助金の返還を命ずるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第 18 条 補助金の給付を受ける権利は、譲り渡し又は担保にしてはならない。

（その他）

第 19 条 その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和 8 年（2026 年）3 月 2 日から施行する。

この要項は、令和 8 年（2026 年）6 月 25 日から施行し、適用する。

この要項は、令和 8 年（2026 年）7 月 24 日から施行し、適用する。